# 八頭町環境保全型農業推進方針

平成24年6月1日策定 平成25年6月1日一部改正 鳥取県八頭町

### 1 基本的な考え方

# (1) 地域農業の現状と課題

本町は、鳥取県の東南部に位置し周囲を扇の山など1000mを越える山々に囲まれ、これらを源流とする大小の河川が合流して八東川を形成して、その流域には帯状に平地が開けている。こうした地形を活かして、米作を中心に、梨、柿、リンゴなどの果樹栽培が盛んに行われており、基幹産業として重要な位置を占めている。

しかしながら、生産性の高い農業を推進してきた反面、農薬や化学肥料に依存する傾向が強まり、堆肥等有機物施用の減少に伴う地力の低下や、環境への影響が懸念されるようになった。一方、消費者の農産物に対するニーズも量から質への転換に加え、健康、安全、高品質志向へと多様化し、特に最近、輸入農産物が増加する中で、安心して食べられる安全性の高い農産物に対する関心が一段と高まっている。

こうした状況を踏まえ、今後の農業生産においては、自然環境を保全しつつ、高 品質で、安全性に関してより安心感を持つことができる食料を安定的に供給できる 生産技術や体制を作ることが極めて重要な課題となっている。

また、本町には、持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間が存在している。このため、今後とも、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

#### (2) 今後の推進方向

本町ではこれまでも環境保全型農業を進めるため、特別栽培農産物等の推進及び「鳥取県持続性の高い農業生産方式導入指針」に基づき、環境負荷低減に向けた取組を行っているところである。今後もこの取組を広げていくことはもとより、国が平成19年度に導入した「農地・水環境保全向上対策」の啓発・普及を図り、地域ぐるみで環境にやさしい農業の取組を促進するとともに、農業者と地域住民等の共同による地域環境の保全活動を推進する。併せて、生きものと共生する農業生産の推進を図る視点で、生物多様性に高価の高い営農活動の導入に取り組む。

#### 2 推進体制及び方策

#### (1) 推進体制

①関係機関との連携

環境保全型農業を推進するにあたり、県八頭農林局、農協、畜産農協、農業委員会、農業共済等と連携を図り、助言を得ていくこととする。

#### ②生産者に対する啓発

関係機関との連携を図りながら、環境にやさしい農業に対する意識啓発を進め、 積極的に取り組む機運を高めるとともに、環境への負荷をできるだけ軽減した地 域ぐるみで自主的な取組を推進する。

また、環境にやさしい農業を指導実践するリーダーや組織の育成を推進する。

#### ③消費者に対する啓発

環境にやさしい農業への取組について、消費者と農業者との交流及び地産地消 や食育を通じて啓発、PRを行なうとともに、農業・農村の多面的機能や役割、 本町農業に対しての理解と支援を求めていくものとする。

# (2)推進方策

- ① 十づくり・施肥
  - ・県の施肥基準の見直しに合わせた新施肥基準の周知徹底
  - ・土壌診断・生育診断に基づく適正な施肥管理
  - ・耕種農家と畜産農家との連携による堆きゅう肥、家畜ふん尿リサイクルの促進
  - ・側条施肥田植機や肥料混合機の導入による効率的施肥技術の確立
  - ・適正な代かきの指導
- ② 防除
  - 水稲の温湯種子消毒技術の利用
  - 生物農薬やフェロモン剤、マルチフィルム等の有効利用
  - ・病害虫発生予察による適期防除
  - ・網掛け栽培の促進
- ③ その他
  - 耐病性品種への転換
  - ・クリーニングクロップを組み込んだ合理的な輪作体系の普及・定着
  - ・水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業の実施

#### 3 推進目標

次の項目を推進目標に掲げ、取り組むこととする。

- ・エコファーマー認定者の増加
- ・特別栽培農産物等の減農薬・減化学肥料栽培の促進
- ・冬期湛水管理の取組

## 4 作物別生産体系

# (1) 水稲

温湯種子消毒、適期防除による農薬使用量及び散布回数の削減、堆肥の効率的な活用による土作りと化学肥料の削減、冬期湛水管理による生物多様性の保全。

## (2) 野菜

施肥の抑制、適期防除、生物農薬等の利用及び網掛け栽培の促進による農薬使用量及び散布回数の削減、堆肥の効率的な活用による土作りと化学肥料の削減。

# (3) 果樹

耐病性品種、フェロモン剤導入及び網掛け栽培の促進による農薬散布回数の削減、 堆肥及び粗大有機物投入による土作りの促進と化学肥料の削減。

### 5 その他必要な事項

- (1) 保全対象とする生物
  - 渡り鳥
  - 水生生物(ドジョウ、タニシ、ヤゴなど)

## (2) 冬期湛水管理について

・地下水や用水路からの水のポンプアップ等により積極的な取水を行うとともに、 畔塗り等の漏水防止措置を行い、湛水状態の維持に努めること。